

茨城県報

第7538号

昭和62年3月30日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●流行性感冒、気腫疽及び豚コレラの予防注射の実施(畜産課).....	1
●ひな白痢及び腐蛆病の検査の実施(〃).....	2
●牛のブルセラ病、牛の結核病及び馬伝染性貧血の検査の実施(〃).....	3
●特定第3号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立(漁政課).....	4
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	4
●定款変更の認可(2件)(〃).....	5
●土地改良区役員の就任(〃).....	5
●事業の認可(2件)(用地課).....	6
●道路の区域変更・供用開始(5件)(道路維持課).....	6
●事業計画の変更認可(都市計画課).....	9
●土地区画整理組合の解散認可(〃).....	9
●理事の氏名及び住所の届出(〃).....	9
●都市計画事業の変更認可(2件)(下水道課).....	10

訓 令

●茨城県印刷規程を廃止する訓令(出納第一課).....	11
-----------------------------	----

正 誤

●昭和61年9月25日付け茨城県報号外第161号中.....	11
●昭和61年12月15日付け茨城県報号外第201号中.....	11

告 示

茨城県告示第607号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第116号)第6条の規定に基づき、流行性感冒(イバラキ病)、気腫疽及び豚コレラの予防注射を次のとおり受けることを命ずる。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 流行性感冒(イバラキ病)予防注射

- (1) 実施の目的 牛の流行性感冒の発生を予防するため
- (2) 実施区域 県下一円(家畜保健衛生所長が必要と認めた地域)
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後7か月以上の牛で、家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和62年7月31日まで
- (5) 実施の方法 流行性感冒（イバラキ病）予防液の皮下注射
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 気腫疽予防注射

- (1) 実施の目的 気腫疽の発生子防のため
- (2) 実施区域 高萩市、北茨城市、里美村及び十王町
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後90日以上の子牛（所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛）
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 気腫疽予防液の皮下注射
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 豚コレラ予防注射

- (1) 実施の目的 豚コレラ発生子防のため
- (2) 実施区域 県下一円。ただし、自衛防疫市町村は除く。
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後30日以上の子豚
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 豚コレラ生ウイルス予防液の皮下または筋肉内注射
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第608号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号）第6条の規定に基づき、ひな白痢及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 ひな白痢検査

- (1) 実施の目的 ひな白痢の発生子防のため
- (2) 実施区域 県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を生産する鶏及びその候補鶏
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 ひな白痢急速診断用菌液による凝集反応
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 腐蛆病検査

- (1) 実施の目的 みつばちの腐蛆病発生予防のため
- (2) 実施区域 県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内において飼養されているみつばち
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第609号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第116号)第6条及び第31条の規定に基づき、牛のブルセラ病、牛の結核病及び馬伝染性貧血の検査を次のとおり受けることを命ずる。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 牛のブルセラ病検査

- (1) 実施の目的 牛のブルセラ病の発生予防及びまん延を防止するため
- (2) 実施区域 県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付の用に供し又は供する目的で飼養している雄牛、ならびにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。ただし、生後90日未満の牛を除く。
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 凝集反応検査、補体結合反応検査及びその他の検査
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛の結核病検査

- (1) 実施の目的 牛の結核病の発生予防及びまん延を防止するため
- (2) 実施区域 県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付の用に供し又は供する目的で飼養している雄牛、ならびにこれらの牛と同一施設内で飼養している牛。ただし、生後90日未満の牛を除く。
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 ツベルクリン皮内反応検査及びその他の検査
- (6) その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 馬伝染性貧血検査

- (1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防及びまん延を防止するため
- (2) 実施区域 県下一円
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
競馬法による競馬に出場する馬，若しくは競馬，乗用及び繁殖の用に供する目的で飼養している馬。ただし，生後180日未満の馬を除く。
- (4) 実施期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで
- (5) 実施の方法 寒天ゲル内沈降反応及びその他の検査
- (6) その他 実施の細部については，所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第610号

特定第3号漁業者の共済契約の締結の申込みについて次の者から同意成立の届があり，当該同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第2項に規定する要件に適合しているので，同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

届 出 者

日上市会瀬町1丁目1番5号	会瀬定置漁業株式会社
北茨城市平潟町602番地先	平潟漁業協同組合
北茨城市平潟町10番地	鈴木 頌 二

茨城県告示第611号

鹿島郡旭村大字箕輪2741—2番地白田寛ほか7名から昭和62年2月10日付けで認可申請のあつた箕輪地区土地改良事業（共同施行）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 箕輪地区土地改良事業共同施行規約の写し
箕輪地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年3月30日から昭和62年4月20日まで
- 3 縦覧の場所 旭村役場

茨城県告示第612号

笠間市笹目宗兵衛から昭和62年3月6日付けで認可申請のあつた福田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 福田地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和62年3月30日から昭和62年4月20日まで
- 3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第613号

昭和61年12月2日付けで武井志崎土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和62年3月20日認可した。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第614号

昭和61年12月2日付けで大野土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和62年3月20日認可した。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第615号

下妻市本城町2丁目6番地に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理人

茨城県副知事 竹 内 精 一

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市北吉原163-1	理 事	中 村 健 明	
岩井市大字幸田792-1	監 事	小 林 敏 明	

茨城県告示第616号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 玉里村
- 2 事業の種類 玉里村運動公園建設事業（第二期）
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 新治郡玉里村大字栗又四ヶ字清水頭，字細田及び字東原田地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
玉里村役場

茨城県告示第617号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 御前山村
- 2 事業の種類 御前山村農村集落広場建設事業及びこれに伴う村道付替事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 東茨城郡御前山村大字野口字津浪地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
御前山村役場

茨城県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年 3 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十王里美線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
多賀郡十王町大字高原字小松沢 206番1地先から	旧	最大 ^{メートル} 14.90	2,521.00		
多賀郡十王町大字友部 1314番1地先まで		最小 6.10			
多賀郡十王町大字高原字小松沢 206番1地先から		最大 70.80	2,410.00		
多賀郡十王町大字山部字穴沢 1843番3地先まで		最小 11.50			
多賀郡十王町大字高山部字穴沢 1843番5から	新	最大 73.00	2,397.00		迂回路
多賀郡十王町大字高原字小松沢 219番2地先まで		最小 7.00			
多賀郡十王町大字高原字中ノ町 75番地から		最大 6.00	153.00		
多賀郡十王町大字高原字中ノ町 129番1地先まで		最小 6.00			

茨城県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和62年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山王下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大字黒駒 758—4番地先から	旧	最大 ^{メートル} 7.00	918.00	
下妻市大字黒駒 1042—1番地先まで		最小 4.00		
下妻市大字黒駒 758—4番地先から	新	最大 7.00	918.00	
下妻市大字黒駒 1042—1番地先まで		最小 4.00		
下妻市大字黒駒 133—1番地先から		最大 21.20	1,290.00	
下妻市大字黒駒 1063—1番地先まで		最小 9.00		

茨城県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道十王里美線
- 2 供用開始の区間 多賀郡十王町大字山部字穴沢1843番5から
多賀郡十王町大字高原字中ノ町129番1地先まで
多賀郡十王町大字高原字小松沢188番地先から
多賀郡十王町大字高原字小松沢219番2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年 3 月 30 日

茨城県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道日立いわき線
- 2 供用開始の区間 多賀郡十王町大字山部字穴沢1843番1地先から
多賀郡十王町大字山部字穴沢1841番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年 3 月 30 日

茨城県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和62年3月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道山王下妻線
- 2 供用開始の区間 下妻市大字黒駒133—1番地先から
下妻市大字黒駒1063—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和62年 3 月 30 日

茨城県告示第623号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により五郎台土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 組 合 の 名 称 五郎台土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和55年12月 8 日から昭和65年 3 月31日まで
- 3 施 行 地 区 鹿島郡神栖町深芝字折戸山，字五郎台，字堀川及び字若松の各一部の区域
- 4 事務所の所在地 鹿島郡神栖町深芝2855番地
- 5 設立認可の年月日 昭和55年12月 8 日
- 6 変更の主な内容 ◦ 施行期間の変更 ◦ 資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 昭和62年 3 月 30 日

茨城県告示第624号

八千代町役場東側土地区画整理組合の解散について認可したので土地区画整理法（昭和29年法律第119号第45条第 4 項の規定により告示する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第625号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 2 項の規定に基づき五郎台土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和62年 3 月 30 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	岡 野 丈 夫	鹿島郡神栖町深芝2558番地
同	加 藤 徳 衛	深芝2602番地 1
同	栗 原 昭 男	深芝2875番地 5
同	佐 藤 進	深芝2856番地 1
同	野 口 隆	深芝2894番地
同	宮 川 章	深芝2591番地
同	山 中 成 章	深芝2903番地 1

同	早見正一	"	"	深芝2598番地
同	宮川七衛	"	"	深芝705番地1

茨城県告示第626号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 施行者の名称 友部町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
友部町都市計画下水道事業友部町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和56年3月12日から昭和68年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和57年2月25日付け茨城県告示第263号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分 昭和57年2月25日付け茨城県告示第263号の事業地に同じ

茨城県告示第627号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 施行者の名称 総和町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
古河・総和都市計画下水道事業総和町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年3月15日から昭和68年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和51年3月15日付け茨城県告示第278号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分 昭和51年3月15日付け茨城県告示第278号の事業地に同じ

訓 令

茨城県訓令第3号

茨城県印刷規程を廃止する訓令を次のように定める。

昭和62年3月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県印刷規程を廃止する訓令

茨城県印刷規程（昭和38年茨城県訓令第18号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

正 誤

●昭和61年9月25日付け茨城県報号外第161号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から16	第 5 号	第 4 号

●昭和61年12月15日付け茨城県報号外第201号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から15	第 4 号	第 5 号

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所